

外国人労働者に係る調査について

厚生労働省 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- 賃金構造基本統計調査（以下「本調査」という。）では、外国人労働者の就労状況及び賃金の実態を的確に把握するための調査事項として、令和元年の調査票より「在留資格番号」を追加（参考資料2-1）

経緯

経緯

我が国で就労する外国人は年々増加し、平成31年4月より出入国管理法等の改正に伴う新たな在留資格による外国人の受入れが開始され、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）で、「就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう統計の見直し等を行い、平成31年度中の実施を目指す」とされた（参考資料2-2）。

- 在留資格に係る現在の集計は、一般労働者・短時間労働者別に「在留資格区分別かつ産業大分類別」及び「在留資格区分別かつ企業規模別」等で作成
※在留資格番号は28個のいずれかであるが、度数が小さいものもあり、在留資格区分として6区分に集約

課題 （統計委員会からの指摘）

- 総務大臣に上記の項目追加内容に係る承認申請を行い、統計委員会に諮問第127号として意見を求めたところ、以下の2つの課題が与えられた（平成31年4月26日、参考資料2-3）。
 - 課題1：外国人労働者に係る調査事項について、外国人労働者の就労状況及び賃金の実態のよりの的確な把握や国際比較の観点から、今回の調査結果や利活用ニーズも踏まえ、「国籍」等の把握も検討すること
 - 課題2：外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項について、今回の調査結果を踏まえつつ、性別、地域別等の集計の充実を図る余地を検討すること

※ 令和2年以降の調査事項変更等に係る諮問第132号の答申においても同様の指摘（令和元年9月30日）

外国人雇用実態調査の概要

- 外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、労働移動の実態を把握するとともに、日本人と外国人が比較可能な新たな統計を整備し、今後の外国人雇用対策立案のための基礎資料とすることを目的として令和5年調査より実施

経緯

- ✓ 外国人雇用対策について幅広く議論するため厚生労働省に設置した「外国人雇用対策の在り方に関する検討会」において、「日本人と外国人が比較可能な統計等を新たに整備することも含めて検討し(※)、エビデンスに基づく外国人雇用対策の立案の基盤整備を目指すべきである」との提言(参考資料2-4)
※ 既存の雇用労働統計での調査項目等の追加はサンプルの増強が必要といった課題があるとされた。
- ✓ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」において、「外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計整備」について明記(参考資料2-5、参考資料2-6)

- 当該調査の調査票には事業所票と労働者票があり、事業所票は本調査を参考に計画され、ほぼ同様の調査項目となっており、在留資格、賃金、雇用形態等も含まれる。また、国籍は労働者票の中の調査項目の1つとなっている(参考資料2-7)。
※ 外国人雇用状況届出のデータベース(外国人労働者が存在するすべての事業所の情報)を母集団とし、その中から外国人を雇用する事業所を抽出

本調査で国籍を把握することについての考察

- 既述の外国人雇用実態調査は、外国人雇用対策を講じることが念頭に、外国人の就労状況を把握することを目的（※）として調査するものであるが、本調査に対する統計委員会の課題が提示された当時、外国人雇用実態調査の実施は想定されていなかったものである。

※「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）において、「外国人の雇用・労働に係る統計の整備のため、具体的な検討を進めつつ、新たな統計調査を実施する。」とされている（参考資料2-8）。

- 現時点では、外国人が就労可能な範囲を規律する在留資格と異なり、国籍は事業主が把握しておくべき事項ではないため、事業主に回答を求めることは記入者負担となることから、国籍は事業所票の調査項目とされず、労働者票の調査項目の1つとされた。

※外国人雇用実態調査における、在留資格、賃金及び国籍の把握状況

	在留資格	賃金	国籍
事業所票	○	○	×
労働者票	○	×	○

- したがって、外国人雇用実態調査の事業所票と同様に、本調査においても国籍を把握しないこととしてはどうか。

在留資格に係る現在の統計表

一般労働者・短時間労働者別に「在留資格区分別かつ産業大分類別」及び「在留資格区分別かつ企業規模別」等で作成

本調査で統計表を追加することについての考察
(在留資格区分別に、性別あるいは地域別とのクロス集計)

○「在留資格区分別・性別」については

本調査ではサンプルサイズが一定程度存在すると見込まれるため、作成することとしてはどうか。

☞ 総務省への調査計画の変更申請のほか、集計業務を委託している統計センターとの調整が必要

○「在留資格区分別・地域別」については

本調査ではサンプルサイズが過小となる区分が比較的多く、大部分が表章不可能になることが見込まれることから、本調査において「在留資格区分別・地域別」に係る統計表は作成しないこととしてはどうか。